

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和3年4月2日学長選考会議申合せ)

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程に関する申合せの一部を改正する申合せ

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程に関する申合せ（平成28年12月14日学長選考会議申合せ）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第6条関係</p> <p>第1項に規定する会議で、第5条第1項に規定する議長の選出に係る会議については、<u>事務局長</u>が招集し、会議を<u>進行</u>するものとする。</p> <p>第9条関係</p> <p><u>第2条第2号に規定する学長選考会議の任務に係る審議が行われている際は、学長選考会議の庶務について、学長選考会議議長が指名する者に処理させることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>付 記</u></p> <p><u>この申合せは、令和3年4月2日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>利益相反の観点から所要の改正を行うとともに、会議の事務処理情報の機密化を図るものである。</p>	<p>第6条関係</p> <p>第1項に規定する会議で、第5条第1項に規定する議長の選出に係る会議については、<u>学長</u>が招集し、会議を<u>主宰</u>するものとする。</p>